

あわら市教育委員会定例会

日 時 令和4年6月28日(火) 午後1時30分～

場 所 あわら市役所 議会委員会室

会議次第

- 1 開 会
- 2 教育長挨拶
- 3 会議録の承認
- 4 会議録署名員の指名
- 5 教育長報告
- 6 6月教育委員会行事報告
- 7 議 案
 - 第13号 あわら市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
 - 第14号 あわら市学校給食センター条例施行規則の特例に関する規則の制定について
- 8 報 告 事 項
 - (1) 市議会6月定例会について
 - (2) 令和4年度坂井地区中学校夏季総合競技大会結果について
 - (3) 第33回あわらカップカヌーポロ大会について
 - (4) 全国大会等出場選手激励会について
 - (5) 7月～8月教育委員会行事予定について
 - (6) その他
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

6月教育長報告

1 市町教育長会議

6月 8日 (水) 15:30～ 第2回 (オンライン) 205会議室

2 指導主事学校訪問

5月 27日 (金) 9:00～ 丸岡南中学校

6月 3日 (金) 9:20～ 金津中学校

6月 8日 (水) 9:20～ 芦原中学校

6月 9日 (木) 9:00～ 金津小学校

3 市議会

5月 30日 (月) 13:30～ 本会議 (開会) 議場
終了後 予算決算常任委員会 全員協議会室

6月 9日 (木) 9:30～ 本会議 (一般質問) 議場

6月 10日 (金) 9:30～ 本会議 (一般質問) 議場

6月 16日 (木) 9:30～ 産業建設教育常任委員会 全員協議会室

6月 21日 (火) 9:30～ 予算決算常任委員会 (採決) 全員協議会室

6月 22日 (水) 9:30～ 全員協議会 全員協議会室

13:30～ 本会議 (閉会) 議場

4 学校運営研究会

6月 20日 (月) 9:00～ 第4回 204会議室

5 あわら市教育委員会定例会

6月 28日 (火) 13:30～ 議会委員会室

5～6月 教育委員会 行事報告

1 / 1

令和4年5月26日 ～ 6月28日

月	日	曜日	時間	行 事 名	場 所	所 管	委 員	教育長	部長等
5	26	木	13:30	教育委員会定例会	議会委員会室	教総	◎	○	全課
			16:00	愛護センター運営委員会	301会議室	文学	玉川委員	○	
	27	金	9:00	指導主事訪問■丸岡南中	丸岡南中	教総	玉川委員・宮川委員・沼野委員	○	審議監
			15:30	第2回教頭会	204会議室	教総		○	
			19:30	社会教育委員委嘱式及び令和4年度第1回社会教育委員定例会	正庁	文学		○	
	28	土	10:00	伊井さつき祭り（～29日）	伊井公民館	文学		○	
	29	日	8:30	細呂木地区体育祭（中止）	細呂木小学校	スポ			
			8:30	劔岳地区体育祭（中止）	劔岳グラウンド	スポ			
			9:00	東温泉区運動会（中止）	芦原小学校	スポ			
	30	月	9:30	★議会 本会議（開会）	議場	議会		○	
			終了後	★予算決算常任委員会	全員協議会室	議会		○	
			19:00	補導員研修会（中止）	正庁	文学		○	
6	3	金	9:20	指導主事訪問■金津中	金津中学校	教総	坂野委員	○	
	6	月	19:30	第1回スポーツ推進審議会	101会議室	スポ		○	
	7	火	17:00	激励会（全国大会：柔道 形）	教育長室	スポ		○	
	8	水	9:20	指導主事訪問■芦原中	芦原中学校	教総	坂井委員	○	審議監
			15:30	第2回市町教育長会議	205会議室	教総		○	
	9	木		指導主事訪問■金津小	金津小学校	教総	坂井委員		審議監
			9:30	★議会 本会議（一般質問）	議場	議会		○	
	10	金	9:30	★議会 本会議（一般質問）	議場	議会		○	
	12	日	8:30	第9回市民スポレク祭ソフトボール競技の部	トリムパークかなづ	スポ			
	13	月	9:00	金津高校授業公開（～17日）	金津高校	教総		○	
	14	火	13:30	第2回公民館長会議	細呂木公民館	文学			
	16	木	9:30	★議会 産業建設教育委員会	全員協議会室	議会		○	
	17	金	9:00	坂井地区中体連夏季総合競技大会視察	各会場	教総		○	審議監
	19	日	8:30	風谷峠ファミリー登山（刈安山ハイキング）	刈安山	文学			
	20	月	9:00	第4回学校運営研究会	204会議室	教総		○	
			19:00	青少年健全育成あわら市民会議総会	正庁	文学		○	
	21	火	9:30	★議会 予算決算常任委員会	全員協議会室	議会		○	
			15:00	国際ソロプチミスト福井児童図書贈呈	203会議室	文学		○	文学課長
	22	水	9:30	★議会 全員協議会	全員協議会室	議会		○	
			13:30	★議会 本会議（閉会）	議場	議会		○	
	24	金	14:00	金津高等学校育成会総会	203会議室	教総		○	
			15:30	第3回教頭会	205会議室	教総		○	
28	火	13:30	教育委員会定例会	議会委員会室	教総	◎	○	全課	

議案第 13 号 あわら市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

あわら市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、委員会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 8 日提出

あわら市教育委員会
教育長 甲 斐 和 浩

あわら市教育委員会規則第 号

あわら市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

あわら市学校給食センター条例施行規則（平成16年あわら市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「4,200円」を「4,500円」に改め、同条第2号中「4,500円」を「4,800円」に改め、同条第3号及び第4号中「4,800円」を「5,100円」に改める。

第5条第2項第1号中「240円」を「250円」に改め、同項第2号中「255円」を「270円」に改め、同項第3号及び第4号中「275円」を「290円」に改める。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行し、同日以降に請求を行った給食費について適用する。

あわら市学校給食センター条例施行規則（平成16年あわら市教育委員会規則第20号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○あわら市学校給食センター条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年3月1日 教育委員会規則第20号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、あわら市学校給食センター条例（平成16年あわら市条例第124号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給食の内容)</p> <p>第2条 あわら市給食センター（以下「給食センター」という。）が行う給食は、学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条第2項に規定する完全給食とする。</p> <p>(給食費)</p> <p>第3条 給食費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学生低学年 1人当たり 月額 <u>4,500円</u></p> <p>(2) 小学生高学年 1人当たり 月額 <u>4,800円</u></p> <p>(3) 中学生 1人当たり 月額 <u>5,100円</u></p> <p>(4) 教職員 1人当たり 月額 <u>5,100円</u></p> <p>(給食費の納入)</p> <p>第4条 児童等及び教職員の給食費は、当該学校長がこれを取りまとめ、翌末日までに納入通知書により市に納入するものとする。</p> <p>(給食費の日割計算)</p> <p>第5条 給食費は、次の各号のいずれかに該当する者については、日割計算することができる。</p>	<p>○あわら市学校給食センター条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年3月1日 教育委員会規則第20号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、あわら市学校給食センター条例（平成16年あわら市条例第124号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給食の内容)</p> <p>第2条 あわら市給食センター（以下「給食センター」という。）が行う給食は、学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条第2項に規定する完全給食とする。</p> <p>(給食費)</p> <p>第3条 給食費の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学生低学年 1人当たり 月額 <u>4,200円</u></p> <p>(2) 小学生高学年 1人当たり 月額 <u>4,500円</u></p> <p>(3) 中学生 1人当たり 月額 <u>4,800円</u></p> <p>(4) 教職員 1人当たり 月額 <u>4,800円</u></p> <p>(給食費の納入)</p> <p>第4条 児童等及び教職員の給食費は、当該学校長がこれを取りまとめ、翌末日までに納入通知書により市に納入するものとする。</p> <p>(給食費の日割計算)</p> <p>第5条 給食費は、次の各号のいずれかに該当する者については、日割計算することができる。</p>

- (1) 転入、転出及び死亡により給食を受けた日が1月に満たない者
- (2) 病気、事故その他の理由で給食を受けない日が引き続き5日以上ある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の場合における1日当たりの給食費は、次のとおりとする。

- (1) 小学生低学年 1人当たり250円
- (2) 小学生高学年 1人当たり270円
- (3) 中学生 1人当たり290円
- (4) 教職員 1人当たり290円

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

- (1) 転入、転出及び死亡により給食を受けた日が1月に満たない者
- (2) 病気、事故その他の理由で給食を受けない日が引き続き5日以上ある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の場合における1日当たりの給食費は、次のとおりとする。

- (1) 小学生低学年 1人当たり240円
- (2) 小学生高学年 1人当たり255円
- (3) 中学生 1人当たり275円
- (4) 教職員 1人当たり275円

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

議案第 14 号 あわら市学校給食センター条例施行規則の特例に関する規則の制定について

あわら市学校給食センター条例施行規則の特例に関する規則の制定について、委員会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 8 日提出

あわら市教育委員会
教育長 甲 斐 和 浩

あわら市教育委員会規則第 号

あわら市学校給食センター条例施行規則の特例に関する規則

(月額給食費の特例)

第1条 あわら市学校給食センター条例施行規則（平成16年あわら市教育委員会規則第20号）第3条の規定により保護者が負担する給食費の月額については、同条の規定にかかわらず、それぞれ同条各号に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1日当たりの給食費の特例)

第2条 あわら市学校給食センター条例施行規則第5条第2項の規定により保護者が負担する1日当たりの給食費の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ同項各号に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行し、同日以降に請求を行った給食費について適用する。

報告事項（１）市議会６月定例会について

一般質問答弁書（第 112 回あわら市議会定例会・R4.6.9）

6 笹原 幸信 議員

（答弁を求める者 市長・教育長）

①学校給食無償化と長期財政計画について

- ・国内・県内において、一般財源のみで学校給食費を無償化している自治体の状況は。
- ・無償化している自治体に共通する特徴があると思うがどうか。
- ・一般会費に負担があるのか、負担するべきではないか考えるがどうか。
- ・給食、給費等の削減、給食の廃止等も考えれば財政負担を減らすと考えるがどうか。
- ・学校給食費削減に必要財源として新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金があるがどうか。
- ・令和５年度で廃止している田舎町とその他の市に比べて市の負担額は、またその５年前の公営給食の負担額は、
- ・令和５年度末、令和４年度末の財政調整基金の残高と令和７年度末の財政調整基金の残高の比較額は
- ・各町の財政見通しが異なるなか、どのように対応するのか、選択と集中ではとてど対応できないと思われるがどうか。
- ・これまでの教育委員会は、「無償化は困難」と一貫した見解であったと思うが、この点はどのような見解を持っているのか。
- ・一般会費のみでは給食の無償化を届くことは必要であり、市民への行政サービスの低下につながるがどうか。負担を一旦符えは中止できなくなるため、将来に大きな負担を課せことになると思うがどうか。
- ・コロナ関連の交付金などの削減の財源がなくなった後どのように対応するのか。

【答弁者】市長、教育長

続きまして、私のほうから教育委員会関連のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、1点目の「国内・県内において一般財源のみで学校給食費を無償化してい

る自治体の状況は」とのご質問についてお答えします。

国内の状況としましては、文部科学省が平成29年度に実施した「公立小中学校の給食費無償化等に関する全国調査」では、

1.740自治体の内、小学校、中学校ともに完全無償化を実施している自治体は7.6、
小学校のみを実施している自治体は4、
中学校のみを実施している自治体は2、
合計で8.2の自治体が完全無償化を実施しております。

この他に、第2子や第3子など一部無償化をしている自治体は4.24あり、これを合わせると5.06となり、全体の29.1%の自治体が給食費に対する何等かの支援を行っております。

また、現時点での福井県内の状況ですが、一般財源を用いて完全無償化をしている自治体は、永平寺町と高浜町、一部無償化をしている自治体は、坂井市、大野市、越前町で、合計で5つの自治体が小中学校で完全又は一部無償化を実施しています。

なお、鯖江市は、小中学校で月2,500円の一部無償化を実施していますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を財源とすることを検討していると聞いております。

次に、2点目の「無償化を行っている自治体に共通する特徴があると思うがどうか」とのご質問についてお答えします。

先ほど申し上げた国の調査では、小学校、中学校ともに完全無償化を実施している

7.6自治体のうち、5.6の自治体が、人口1万人未満の町村であること、また、市では5の自治体の実施していますが、いずれも3万人から7万人前後の人口規模であることが特徴です。

また、これらの自治体は、少子化対策や定住・転入の促進、子育て世帯への経済的負担の軽減を目的としていることも特徴です。

なお、平成29年度の国の調査以降、少なくとも30以上の自治体が完全又は一部無償化を実施しており、その中には千葉市や大阪市などの大都市も含まれています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、子育て世帯への経済的支援を目的としたものと考えられます。

次に、9点目の「これまで「無償化は困難」との見解であった点は、どのような見解を持っているのか」とのご質問についてお答えします。

これまで、給食費の無償化については、過去にも数回答弁しておりますが、学校給食法第11条により原材料費は児童生徒の保護者の負担とすると定められていることや、教育環境の充実のため、中学生の部活動の公式大会出場の派遣費全額支給、部活動の遠征や小中学校の郊外学習活動への助成、スクールバスの無償化など、保護者の負担軽減に努めていることから、給食の無償化までは考えていませんでした。

しかしながら、あわら市の活力を今後も維持していくためには、一人でも多くの子どもがあわら市で生まれ、育ち、将来を担うことができる環境を整えていくことが大切です。

また、隣接する坂井市が給食費の半額を無償化するなど、各自治体が様々な施策や支援を打ち出している中、本市の子育て支援の施策を、さらにレベルアップすることが必要であると見え、給食費の支援を行うものであります。

このようなことから、今後の教育環境の充実については、給食費の無償化を含め、学校施設の改修や設備の更新等を市長部局と協議しながら、一体的に推進してまいりたいと考えております。

一般質問答弁書（第112回あわら市議会定例会・R4.6.10）

10 三上 寛了 議員

（答弁を求める者 教育長）

①中学校部活動の地域移行について

- ・中学校部活動の地域移行について現状と課題をどう把握しているのか。
- ・様々な利害関係者が存在するが、各々への対応はどのようにするのか。
- ・問題に対処するだけでなく、より良い機会提供に意図はあるか。

【答弁者】教育長（一問一答方式）

（教育長答弁）

Q 1

中学校部活動の地域移行について現状と課題をどう把握しているのか

A 1

「中学校部活動の地域移行について現状と課題をどう把握しているのか」とのご質問にお答えします。

国は、部活動改革として、公立中学校の休日の部活動について、令和5年度以降、段階的な地域移行を図ることとしています。

本市の現状ですが、少子化により、部活動の数が減少傾向にあるほか、部員数の減少により、市外の中学校と合同でなければ大会に参加できない部活動も存在します。

このような状況の中、教員や各種スポーツ団体の指導者などのほか、地域で専門的な知識や経験を持つ方々をメンバーとして組織する「部活動の地域移行に係る検討委員会」を設置し、先月、第1回の会議を開催したところです。

この会議では、市内中学校における部活動の地域移行の様々な課題について検討し、生徒にとって望ましい地域移行の在り方について協議していきます。

次に、地域移行に係る現在考えられる課題ですが、まずは、教員の代わりとなる指導者の確保と生徒や保護者から信頼を得られる

ような受け皿の整備であると考えています。

また、持続可能な運営のためには、ボランティア頼りではなく、指導者や事務員に対する人件費や運営に必要な管理経費などの継続的な支援も必要になってきます。

さらには、活動中の事故やトラブルなどに対応できる安全管理体制の構築も重要となります。

多くの課題が考えられますが、先進地の取組なども参考にしながら、今後、検討委員会での協議を重ねてまいります。

Q 2

様々な利害関係者が存在するが、各々への対応はどのようにするのか。

A 2

「様々な利害関係者が存在するが、各々への対応はどのようにするのか」とのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、部活動の地域移行を進めるためには、検討委員会での協議に加え、広く関係者からの意見を聴取することが必要であると考えています。

例えば、PTA役員会への説明のほか、本市のスポーツ少年団に加盟していないスポーツクラブや文化活動を行っている教室の指導者などからも意見を聴取したいと考えています。

また、生徒や保護者のニーズなどを把握するためのアンケート調査も必要と考えております。

本市といたしましては、これらの意見を検討委員会に十分反映し、協議を進めてまいりたいと思います。

Q 3

問題に対処するだけでなく、より良い機会提供にする意図はあるか

A 3

「問題に対処するだけでなく、より良い機会提供にする意図はあるか」とのご質問にお答えします。

部活動の地域移行は、単に部活動の実施主体を学校から地域に移すことだけではなく、本市にとって望ましいスポーツ・文化活動の環境を新たに構築していくチャンスであると捉えています。

まずは、金津・苜原両中学校の既存の部活動を地域に移行したいと考えています。

その上で、将来的には、既存の部活動の種目以外でも、多様な活動に視野を広げ、子どもたちが活動できる選択肢を増やしていきたいと思っています。

教育委員会といたしましては、誰もが生涯に亘り、スポーツや文化活動に親しむことができ、地域ぐるみで子どもたちを育てる環境を整えてまいりたいと考えております。

一般質問答弁書（第 112 回あわら市議会定例会・R4.6.9）

5 平野 時夫 議員

（答弁を求める者 市長）

①ヤングケアラーについて

- ・認知度向上及び実態調査と関係機関の職員研修に取り組むべきではないか。
- ・学校で助けを求めることの大切さを周知していく必要があるのではないか。

【答弁者】健康福祉部長 教育部長

1 点目のあわら市において、「ヤングケアラー」の認知度向上及び実態調査と関係機関の職員研修に取り組むべきではないかのご質問にお答えします。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものことを指し、令和 3 年度からは県が支援体制を強化し、「ヤングケアラー」について、子どもや市町担当職員への周知に加え、教員やスクールカウンセラーなど見守り機関への周知も行っています。

「ヤングケアラー」の実態調査については、県が昨年 9 月 15 日から 10 月 20 日の期間に実施しています。

調査対象者は、
中学 2 年生の約 7, 100 人と
高校 2 年生の約 6, 800 人で、
回答率は、県平均で 11.8 パーセントとなっております。調査の結果、福井県においては 72 人が「世話をしている家族がいる」と答えています。

認知度については、「聞いたことがある」と回答した子どもは、全体の約 40 パーセントであり、全国平均の約 15 パーセントに比べ、高い認知度になっております。

この調査で、あわら市において「ヤングケアラー」の自覚がある子どもは確認され

ませんでした。この調査はあくまでも一部の生徒を対象としたものであり、あわら市の実態が全て把握できるものではありません。このため、市では、ヤングケアラーを含め、養育に関して支援が必要な児童や家庭について、学校などの関係機関とともに、家庭状況などを把握し、早期からの発見と支援に努めていきます。

なお、こうした連携の中で市ではヤングケアラーと思われるケースを1件把握しており、関係機関とともに支援を行っています。

次に、本市における「ヤングケアラー」の認知度向上の取り組みとして、令和4年2月に、県が作成したパンフレットを中学校に配布しています。生徒たちが、「ヤングケアラー」について知るとともに、相談窓

口の存在を周知する内容になっております。

また、高校においても、県から同様の周知を行っているとのこと。です。

その他、職員研修については、今年度中に県が関係機関向けの研修を開催する予定と聞いております。県から通知があり次第、学校や民生委員など、見守りを行う関係機関に案内する予定です。

なお、2点目のご質問につきましては、教育部長がお答えいたします。

一般質問答弁書（第 112 回あわら市議会定例会・R4.6.9）

5 平野 時夫 議員

（答弁を求める者 市長）

①ヤングケアラーについて

- ・認知度向上及び実態調査と関係機関の職員研修に取り組むべきではないか。
- ・学校で助けを求めることの大切さを周知していく必要があるのではないか。

【答弁者】健康福祉部長、教育部長

続きまして、2点目の「学校などで助けを求めることの大切さを周知していく必要があるのではないか」とのご質問にお答えします。

先ほどの健康福祉部長の答弁でも申し上げましたように、学校では、県が作成したパンフレットを中学校の生徒全員に配布し、ヤングケアラーに関して、安心して相談できる窓口を紹介しています。

あわせて、教員が日ごろの学校生活の中で、生徒の学習状況や生活態度など、わずかな変化も見逃さないよう努めています。

また、気になる生徒がいる場合は、教員やスクールカウンセラーが個人面談で状況把握を行い、関係機関につなぐ体制を整えています。

教育委員会としましては、引き続き、福祉部局との連携を密にし、子どもたちが一人で悩みを抱えこむことのないよう、支援してまいります。

一般質問答弁書（第112回あわら市議会定例会・R4.6.10）

12 山川 知一郎 議員

（答弁を求める者 市長）

②学生への学費支援を

・学生への学費支援制度をつくるべきではないか。

【答弁者】市長

「学生への学費支援制度をつくるべきではないか」とのご質問にお答えします。

コロナ禍における学生の経済状況について、令和3年5月に文部科学省が公表した「新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査」によりますと、経済的な悩みを抱える学生は全体の約4割で、その理由として、授業料等の学納金や食費・家賃等の生活費の支払いが困難になっていることや、満足な学生生活を送るための小遣い等が不足していること等をあげています。

このような状況の中、文部科学省は、令和2年4月に、給付型奨学金について授業料・入学金の減免を組み合わせた制度に拡充しました。

この奨学金は、世帯収入にもよりますが、最大で年間約91万円の奨学金と約70万円の授業料の免除や減額を受けることができるもので、令和2年度は、令和元年度の7.5倍の約27万7千人が給付を受けています。

さらに、国は昨年12月には、学生生活に経済的な影響が及んでいる学生に対し一律10万円を支給する「学生等の学びを継続するための緊急給付金」制度を設けています。

また、大学では、独自に奨学金制度を設けたり授業料の減免や納付延期を行い、学生を支援しているところもあります。

いて、他自治体の状況を注視しながら検討する余地があるのではないかと考えています。

一方、福井県内の状況を見ますと、まず県の奨学金制度は、学生の利用率が低迷してきたことから新規受付を終了しています。

また、市では6つの市が奨学金制度を設けていますが、県と同様にいずれの市においても利用率は低く、コロナ禍でも申請状況は増加していないことから、新規受付を終了している市もあります。

これは、国や大学の制度が充実してきていることによるものと考えられます。

従いまして、本市としましては、現段階では新たな奨学金や補助金などの学費支援制度をつくる状況ではないと考えております。

しかし、本市の人口減少を抑制し、UターンやIターンなどを推進する観点から、今後国等の奨学金の返済負担に対する支援につ

報告事項(2)令和4年度坂井地区中学校夏季総合競技大会結果について

令和4年度坂井地区中学校夏季総合競技大会
成績一覧表

〔団体の部〕

令和4年6月17日(金)・18日(土)

種目名		成績			
		優勝	準優勝	3位	
軟式野球		三 国	坂 井	金 津	丸 岡 南
サッカー		春 江	芦 原	丸 岡 南	
ソフトボール		三 国	坂 井	金 津	
バレーボール	男	丸 岡	春 江		
	女	丸 岡	三 国	金 津	芦 原
バスケットボール	男	丸 岡	金 津	春 江	坂 井
	女	金 津	春 江	三 国	坂 井
卓 球	男	春 江	三 国	丸 岡	
	女	春 江	三 国		
ソフトテニス	男	丸 岡	金 津	三 国	
	女	三 国	丸 岡	金 津	
剣 道	男	丸 岡	春 江	坂 井	
	女	三 国	春 江	芦 原	丸 岡
バドミントン	男	金 津	春 江	三 国	
	女	丸 岡 南	芦 原	春 江	金 津

〔個人の部〕

種 目		1 位	2 位	3 位		
卓球	低 学 年 シングルス	男子	(金)	(春)	β (春)	(春)
		女子	(春)	(春)	ε (金)	(坂)
	全 学 年 シングルス	男子	(春)	(春)	(春)	(金)
		女子	(春)	(丸)	(春)	(三)
テニス	個 人 トーナメント	男子	(丸)	(丸)	(三)	(丸)
		女子	(三)	(三)	(春)	(三)
剣 道	1 年	男子	(三)	(三)	(丸南)	
		女子	(春)	(坂)	(坂)	(丸)
	2 年	男子	(春)	(丸)	(春)	(春)
		女子	(丸)	(金)	θ (三)	(春)
	全 学 年	男子	(丸)	(丸)	(芦)	(丸)
		女子	(芦)	(芦)	(三)	(三)
バドミントン	総 合 シングルス	男子	(春)	(金)	(金)	(金)
		女子	(坂)	(丸南)	(芦)	(丸南)
	総 合 ダブルス	男子	(金)	ι (春)	ι (丸南)	(三)
		女子	(金)	(丸南)	φ (丸)	(芦)

(芦) 芦原中 (金) 金津中 (三) 三国中 (丸) 丸岡中 (丸南) 丸岡南中 (春) 春江中 (坂) 坂井中

報告事項（3）第33回あわらカップカヌーポロ大会について

第33回あわらカップカヌーポロ大会要項抜粋

- 1 主催 あわらカップカヌーポロ大会実行委員会
- 2 共催 あわら市・あわら市教育委員会・あわら市カヌー協会
関西マスタースポーツフェスティバル実行委員会
- 3 期 日 (1) ジュニアの部
令和4年8月19日（金）
日 程 午前8時10分 監督者会議
午前8時30分 開会式
午前9時00分 競技開始
午後0時00分 閉会式(全試合終了後)(予定)
- (2) 一般の部
令和4年8月20日（土）
日 程 午前8時30分 開会式
午前8時50分 競技説明会
午前9時10分 競技開始
8月21日（日）
日 程 午前8時00分 競技開始
午後5時00分 閉会式（全試合終了後）
- 4 会 場 あわら市北潟湖カヌーポロ競技場
- 5 種 目 カヌーポロ競技
- (1) ジュニアの部
◆小学生男子の部（男女混合チームも可）
◆小学生女子の部 女 子
◆中学生の部
- (2) 一般の部（男女混成チームも可）
◆チャンピオンズリーグ（上級者）
◆チャレンジリーグ（中級者）
◆トライアルリーグ（初級者）
◆レディースリーグ（女子）
◆ビギナーズ（初心者）
- 6 参加資格 (1) ジュニアの部
カヌーポロを愛好する県内小・中学生
- (2) 一般の部
チャンピオンズリーグは年齢15歳以上(中学生は除く)とする。
チャレンジ・トライアル・レディースリーグは中学生以上とする(但し、中学生の単独チームの参加は認めない。)。ビギナーズについては、小学生以上の初心者とする。
- 7 チーム編成 監督1名、コーチ1名、マネージャー1名、選手8名以内とする。

- 8 参加料 (1) ジュニアの部 無料
(2) 一般の部 1人 2,000円 × 参加人数
※但し、ビギナーズについては 1,500円×参加人数とする。
- 9 申込方法 参加料と昼食代金等を振込むとともに、参加申込用紙に必要事項を記入し、下記あてに提出すること。
- 10 締め切り 令和4年7月8日(金) 必着
- 11 表彰 種目ごとに3位まで表彰する。
- 12 宿泊 別紙宿泊要項に基づいて参加チームが直接申し込むこと。
- 13 感染症対策 以下の本大会における新型コロナウイルス感染対策を遵守すること。
- (1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- (3) 厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）
（※）や各地域で取り組まれている通知サービスを活用すること。
（※）COCOAを入れている場合は、電源を on にした上で Bluetooth を有効にすること。
- (4) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (5) 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- (6) イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- (7) 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- (8) イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- (9) 各チームの代表者は大会受付の際に健康チェックシートを提出すること。
※体温は大会当日の起床時に測定し記載すること。
- (10) 感染症対策のため毎年行っているお茶の提供を中止とする。各自で飲料水を準備すること。

報告事項（４）全国大会等出場選手激励会について

6月7日（火）17：00～ 教育長室

◇令和4年全日本柔道形競技大会

- 《会期》 6月11日
- 《会場》 講道館 大道場（東京都）
- 《出場選手》
- 《大会結果》

報告事項(5)7月～8月教育委員会行事予定について

月	日	曜日	時間	行 事 名	場 所	所管	委 員	教育長	部長等	
7	1	金	8:40	指導主事訪問■本荘小	本荘小学校	教総	坂野委員	○		
	2	土	9:30	玉田多紀展～呼吸する段ボール～ 開幕式	金津創作の森美術館	文学		○		
	企画展 あわらの古墳せいぞろい～福井平野との比較～			郷土歴史資料館	文学					
	3	日	13:30	講演会「横山古墳群の再検討」	金津本陣IKOSSA	文学				
	5	火		指導主事訪問■細呂木小	細呂木小学校	教総	宮川委員	○		
	6	水	8:50	指導主事訪問■北潟小	北潟小学校	教総	宮川委員	○		
	7	木	16:00	あわら市生徒指導主事連絡会	中央公民館	文学		○		
	12	火	9:30	第5回学校運営研究会	204会議室	教総		○		
	14	木	15:00	教育長と語る会（東部民児協 児童福祉部会）	101会議室	福祉		○	審議監	
	19	火	19:00	第2回部活動の地域移行に係る検討委員会	正庁	スポ			全課	
	21	木	13:45	坂井地区小学校教育課程研究集会	三國コミュニティセンター他	教総		○		
	22	金	19:30	第39回納涼ビーチバレーボールまつり	トリムパークかなづ	スポ				
	23	土		10:00	第21回「音楽のつどい」（中止）	本荘公民館	文学			
				18:00	第41回湖畔のタベ・夏まつり（中止）	吉崎公民館	文学			
	24	日	13:30	高浜和英デュオコンサート	金津創作の森美術館アートコア	文学		○		
	25	月	13:30	坂井地区教頭会研修会	みくに未来ホール	教総		○		
	27	水	13:30	第2回生き生きライフセミナー 今さら聞けない「大人のコミュニケーション」	中央公民館	文学				
				教育委員会定例会	議会委員会室	教総	◎	○	全課	
	28	木		9:00	あわら市未来を拓く小中交流プラン	正庁	教総		○	
				14:00	教育支援委員会第1回本会議	101会議室	教総	宮川委員	○	
29	金	8:00	あわら市小学校カヌーポロ交流会	北潟湖カヌーポロ競技場	スポ		○			
8	7	日	13:30	北陸ブロックB&Gスポーツ交流会（カヌー、サップ体験）	北潟湖	スポ				
	18	木		15:00	教育振興研究会代表者会（役員会）	あわら市役所	教総		○	
				17:00	下妻市教育交流事業 表敬訪問	正庁	教総	◎	○	
	19	金		8:30	第33回あわらカップカヌーポロジュニア大会	北潟湖カヌーポロ競技場	スポ		○	
				9:00	下妻市教育交流事業	芦原青年の家	教総		○	
	20	土	8:30	第33回あわらカップカヌーポロ大会（～21日）	北潟湖カヌーポロ競技場	スポ				
	25	木		14:00	教育支援委員会第2回本会議	101会議室	教総	宮川委員	○	
				13:30	福井県小学校長教育研究坂井大会	ハートピア春江	教総		○	
	30	火	13:30	教育委員会定例会	議会委員会室	教総	◎	○	全課	

◎=全員